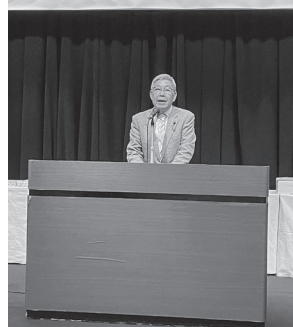


写真で見る主な活動 ※詳しい活動報告はホームページに記載しています。 <http://www.t-tooru.com/>



(エネ特道外調査)
沖縄県サンエー浦添西海岸
パルコシティ省エネ施設(1/23)

ク函館はまなすお楽し



ナルク函館はまなす
お楽しみ新年例会(1/21)



函館大学附属斗高等学校
硬式野球部OB会新年交礼会
(1/20)



(エネ特道外調査)沖縄県
ブルーカーボン実態調査(1/24)



(エネ特道外調査)沖縄県議会(1/23)



自治労本部
前中央執行委員長「川本淳さん」を労い
中央執行委員長「石上千博さん」を
激励する会(2/4)



美原町会
新年交礼会(1/19)



木古内町長選候補
「鈴木慎也」氏事務所開き
(3/16)



(エネ特道外調査)沖縄県海洋温度差
発電施設(1/25)



カボシャル30周年記念祝賀会(3/23)



函館大学卒業祝賀会・卒業生激励会(3/16)



日朝連帯函館市民の会定期総会(2/17)



函館地区中小企業労働組合
2024新年旗開き(2/10)

第一回定例道議会で採択された決議・意見書

- 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による日本人拉致被害者の全員帰国を果たし、拉致問題の完全解決を求める意見書
- 根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書
- ※なお、私たちの会派から提出を予定していた「政治資金規正法違反の疑惑の真相解明と再発防止を求める意見書」は、自民党会派の反対により、提出に至りませんでした。

請願の採択

- 北海道の各機関における行政書士制度への理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する請願



高橋とおる

道政ニュース

北海道再生!!
一人に温かい道政

発行 2024年 冬～春号 No.88
高橋 とおる 事務所
〈自宅〉函館市美原4丁目2番14号
TEL・FAX47-0867

あり得ない 新年度予算の 提案手続き

本会議の冒頭、知事が道政執行方針と関わる新年度予算案を議会に提案説明しました。

しかし、その提案を審議する代表質問は、初日から空転。与党会派が、提案のあった内容では観光予算が少なすぎると予算案に抵抗。

知事側は、既に新年度予算は内外に公表されていることもあるなど、与党会派に理解を求めましたが折り合いが付かず、増額が認められなければ議会が開会できず、議会開会が人質となってしまった形となり、道議会は史上初めて翌日への延会となってしまいました。

結局与党会派は、新年度予算はそのまま提案させることとし、会期内に観光予算の増額補正を行う事で折り合いが付いたようですが、その事は他の会派には全く説明がありませんでした。

そして、代表質問の初日を迎え、与党会派が行った観光施策に関わる代表質問に対し、知事は「今



(エネ特道外調査)
愛知県碧南火力発電所 (1/25)

定例会中に増額補正予算を提案したい」と答弁してしまいました。

この時に、「私」から議長に対し議事進行^(注1)を要求。「議会冒頭、知事は自信と確信の下、

▶ 産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会道外調査における沖縄県船舶移動時近影(1/25)



道政執行方針と関わる新年度予算を提案したが、今の答弁では、新年度予算に「不備」があったことを知事自身が認めたことになる。であれば、今後行われる代表質問や一般質問、予特委では不備のある予算を審議することになることから、速やかに新年度予算を撤回し修正して新たな新年度予算を提案し改めた内容で審議すべき」と主張しました。知事と議会は二元代表制であり、予算提案権を盾に、知事がその権力を乱用することがあってはいけません。

結局、与党系会派以外の各会派は補正予算の提出について、正常な提案とは言えないことを指摘しつつ、2月29日・3月1日に当初予算を中心とした審議を継続、一般質問も行いましたが、知事が増額補正を提案したのは、一般質問が終了した3月8日でした。それも、繰越明許費^(注2)(支出は23年度では無く24年度)としての提案です。

支出が4月以降であれば新年度予算を可決した

(注1) 議事進行上の問題について、議長に対し、質疑し、注意し、あるいは希望を述べるための発言。

(注2) 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終らない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用する経費。

後、支出が必要になった四月以降の然るべき時期に増額補正をすべきであり、無理矢理23年度に増額補正するという理屈が通りません。

更に言わせて貰えば、24年度に入って支出が必要になったら、新年度予算に組んだ観光費を流用し、後に観光費に不足が生じた時点で補正予算を組むことだって出来たはずです。

この問題は道内の地方紙でも数度取り上げられ、社説でも指摘されました。

第一回定例道議会本会議などの報告

第一回定例道議会は、2月21日に開会し、2024年度一般会計予算、2本の意見書などを可決し、3月19日に閉会しました。

冒頭の2月21日、国の補正に関わる総額約246億円の2023年度一般会計補正予算の先議を行い、また、最終補正では、事業費が見込みより下回ることが確定した一般会計分の約718億6,512万円の減額補正を行い、1ページで問題となった異常な手法により提案されたインバウンド観光への事業費約1億5,500万円が増額補正された他、コロナ感染症対策事業費、保健福祉関係義務費、中小企業総合振興資金貸付金の執行残等が提案されました。これにより、2023年度の一般会計予算は3兆3,339億1,020万円となりました。

一方、企業の業績改善を背景に、法人2税（法人事業税・法人道民税）が増えるものの、政府の定額減税により個人道民税は減少が見込まれるために財政調整基金134億円を取り崩しましたが、次年度以降も毎年度500億円程度の収支不足が見込まれることから道債残高は2024年度の当初予算で5兆8,400億円に上る見込みとなり、実質公



令和6年予算特別委員会(3/14)

与党のgori押しで「いびつ」な予算を編成したことは、議会に前例として残るでしょう。つまり、与党が今後、同じような事を知事に強要しても「前例があるから」と繰り返されてしまうことも懸念されます。

悪しき前例を作った与党そしてその事を認めてしまった鈴木知事。双方が罪を作ったことになります。

債費比率は19.1%と上昇に転じ、47都道府県で最悪の状況が続く他、18%を越えると起債に政府の許可が必要となります。また、今後、高齢化への義務的経費の増加や金利上昇の影響も相まって道の試算では2030年には22.9%になるなど、財政破綻が危ぶまれます。なお、25%を超えると「早期財政健全化団体」に指定され、起債が制限されることから、財政の健全化は先送りできない喫緊の課題であり、令和4年3月に改定された「行財政運営の基本的方針」を踏まえ、収支不足額の計画的解消や実質公債費比率の改善が急務となります。

鈴木知事は、財政破綻した「夕張市」の市長を八年間務めました（計画の途中で投げ出し、知事に転向）から、今の道財政の状況がただ事で無いことは十分承知のはずですが、一向に危機感が伝わらず、議会を通じて道民への説明も行おうとしていません。

また、「人口減少対策」や「少子化対策」について質しても、これまでの域を出ない一般論の答弁に終始しています。

<予算特別委員会質疑>

今回の定例会で、予算特別委員会の委員に選任されたことから、道警・保健福祉部・総合政策部・総務部を所管する第一分科会に所属して質疑を行いました。以下はその概要です

○保健福祉部

1、過請求について

Q:「電通北海道」がコロナワクチン接種の事務について道が契約で禁じている再委託を子会社である「電通北海道エグゼ」に行い、更にエグゼは

コールセンターに再々委託を実施、その際に「水増し請求」を指示し、道に対し多額の損害を与えた件。また、「シグマスタッフ」は、介護保険に関わる派遣介護の水増し請求を5年以上にわたって行い、道は多額の損害を被った。道は、この間、この関係企業に対し入札禁止の措置を講じたが、事案は悪質であり、道は告訴を視野に入れているとのことだが、早急に結論を出すべき。

A: これまで、顧問弁護士や道警とも打ち合わせを重ねてきたが、早急に結論を出す。(知事総括質疑で、告訴する事を答弁)

2、誰でも通園について

Q: 政府は、子育て支援事業として25年度から「誰でも通園制度」を導入することとし、24年度にその試行を行い、道内では札幌市や函館市などの6市町が手を挙げているが、問題はその事業に対応出来る保育士が確保出来るかということであり、さらに根底にあるのは報酬が低いということが保育士不足に拍車を掛けているということである。この事への認識と併せて、「一時保育」と「誰でも通園制度」の違いについての認識を問う。

A: 保育士不足については政府も配置基準の緩和に動いているが、現状では、多くの保育所等で職員の負担軽減を図るために配置基準を上回る保育士を配置していると認識。一方、公定価格における人件費は最低基準に基づき設定されているため、道としては費用の算定方式の見直しを政府に強く要請してまいる。

また、保育士不足については、25年度からは処遇改善加算、29年からはキャリアアップ研修受講者への賃金改善などを行うことになるが、それでも全産業に比較して低い状況にあり、更なる賃金改善が必要と考えている。

「誰でも通園制度」については、23年度モデル事業をしている白老町に出向き、認定こども園の職員や利用している保護者から聞き取り調査を行っており、これらの方々から出された意見や、24年度のモデル事業も踏まえて、国によって内容が精査されていくものと認識。

※その他に、医療・介護の人材不足等についても質疑致しました。

○総務部

1、地震等の避難所対策

Q: 今回の能登半島地震においても、避難所の生

活は東日本大震災の時からほとんど変わらず、被災者は長い期間我慢を強いられている。イタリアや欧米では避難所設置・運営に人道を基本とした「スフィア基準」を用いており、内閣府の避難所運営マニュアルにもこの基準を参考にしながら、「避難所の質の向上」を目指すことにしているがその認識と、道の避難所マニュアルにスフィア基準を取り入れる考えはあるかお聞きする。

A: スフィア基準^(注3)は、避難所の最低基準として人道的な状況下での適切な居住への権利を具体的に示すもので、避難者一人当たりのスペースは3.5㎡を確保、ベッドが用意された世帯毎の簡易テント、48時間以内にキッチンカーによる温食の提供とトイレは男女比一対三などが示されていることから、参考にすべき国際基準であり、被災者が安定した状況で、尊厳を持って生存し、回復するためにあるべき人道対応や実現すべき状況を示しており、道としても参考にすべき考え方として認識している。



イタリアなどスフィア基準での世帯ごとのテント

2、地震と原発事故との複合災害などについて

Q: 能登半島地震では、これまで危惧されていた原発との複合災害が、現実のものとして起きうる事を示唆した。

また、現在の道の原子力防災計画は、能登半島地震の現実性に照らし、不備が多いことが明らかとなった。

当然のこととして、道の避難計画は見直しが必要と考えるが、道の認識は。

A: 国においては、今回の能登半島地震の被災状況に即して、防災計画の緊急的な見直しを六月までに、また、総体的な検証も行う事になっており、道としても国の検証作業を十分注視しつつ、地域防災計画やマニュアルなどにも必要な見直しを行って参る。

※その他にも、官製ワーキングプア、道職員の採用のあり方、予算提案の手法等についても質問しました。

また、予算特別委員会での質問の詳細は、ホームページに掲載しています。

(注3) 災害や紛争の被災者に対する人道支援活動のために策定された、「人道憲章と人道対応に関する国際的な最小基準」の通称。